

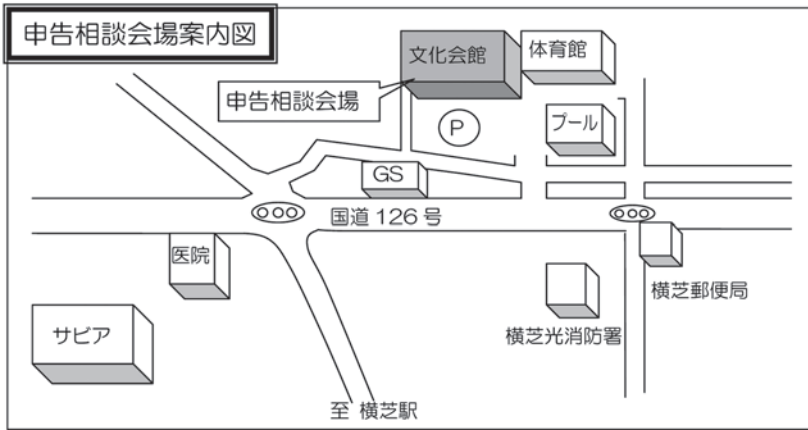
# 町県民税・所得税の申告書の提出は 2月17日(月)～3月17日(月)まで

今年も申告の時期が近づいてきました。準備はお済みですか。

この申告は、平成25年中の所得を申告するもので、平成25年分所得税、平成26年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、下表のとおり申告相談を地区別に実施します。申告期間中は、大変混雑しますので、地区別日程表を参考にお早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。

なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。以下の内容をよくご覧いただき、申告してください。



**相談会場** 文化会館 集会室  
**受付時間** 午前9時～11時、午後1時～4時  
 ※申告期間中の土・日曜日を除く毎日  
 ※記入済みの申告書は、税務課及び文化会館で受付します。  
 ※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。

## 所得税の 確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産や株式等の資産を譲渡した方
- ※土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

申告相談地区別日程表

と き	地区割
2月18日(火)	大総地区・東陽地区
2月19日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月20日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月21日(金)	上塚地区・白浜地区
2月24日(月)	大総地区・東陽地区
2月25日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月26日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月27日(木)	上塚地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、その他の日も相談をお受けします。

## 町県民税の 申告が必要な方

- 給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ※給与所得者や年金所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。
- なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。
- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除が必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ※支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)。
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ※支払報告書が提出されていない方